

法律のねらいは？

「安全保障」を口実に私権制限と運動抑圧

●法律をつくる理由(立法事実)はなかった!!

法律では、「重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止」し「安全保障に寄与する」ことが目的だとしています。

政府は当初、外国資本が基地など「重要施設」周辺の土地を購入し、安全保障上問題だとしていました。

しかし、防衛省が2013年以降、米軍や自衛隊の基地周辺の土地所有状況の調査を2回行ない、運用上支障をきたす事例はなかったと報告していることが明らかになり、政府は、「安全保障上のリスク」についてもあいまいな答弁に終始しました。

なぜ法律をつくるのか、それ自体があいまいです。

●戦争に備えて、基地への反対や監視を抑え込む

2015年9月に強行成立された安保法制=戦争法で、自衛隊と米軍と一緒に海外で戦争することができるようになりました。いつ、自衛隊が戦争に出かけていくのかわかりません。土地利用規制法は、自衛隊や米軍の動きを隠すねらいがあります。

安倍・菅政権はこの間、特定秘密保護法、共謀罪法などを制定してきました。土地利用規制法は、これらの法律とも一体の「戦争準備」法です。自衛隊が戦争に参加することに反対し、基地などの監視や調査を行い、騒音など基地被害に抗議し、自衛隊などの動きを広く知らせる行動や運動を萎縮させ、抑え込むことが狙いです。



<国民監視・土地利用規制法の廃止を求める共同行動>

憲法共同センター 憲法改悪阻止各界連絡会議 自由法曹団 全国革新懇 日本国民救済会 日本平和委員会 軍事費を削って・国民大運動実行委員会 全国商工団体連合会 安保破棄中央実行委員会

連絡先 憲法共同センター TEL 03-5842-5611 (全労連) Eメール move@zenroren.gr.jp
安保破棄中央実行委員会 TEL 03-3264-4764 Eメール anphaiki@nifty.com

土地利用規制法

あなたを監視する



「安全保障」のため!?

誰が監視対象か?
何で罰せられるのか?
すべては政府が決める

2021年6月16日、成立が強行された「土地利用規制法」。

「安全保障」を口実に、政府が市民を監視するキケンな法律です。こんな法律は、日本には必要ありません。

(※)重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律



重要施設とは？ 政府の判断でどこでも指定できる

この法律では、基地や原発などを「重要施設」だとしています。その「重要施設」の周囲約1キロ以内と、国境にある離島を「注視区域」に指定することができます。

●あなたの近くの「重要施設」

重要施設とは、①自衛隊・米軍基地(47都道府県、650施設)、②海上保安庁施設(港、灯台など)、③「生活関連施設」だと定義されています。「生活関連施設」とは、原発や軍民共用空港だと政府はいいますが、条文上の限定はありません。法の検討過程では、「国民保護法に規定される「生活関連等施設」が参考になる」と議論されています。つまり、発電所や水道施設、1日10万人以上が利用する駅、放送局や港湾、空港、河川管理施設などの指定が想定されます。日常生活に監視の網の目を張りめぐらそうというのです。

注視区域

- ・「重要施設」周囲1km
- ・国境にある離島

特別注視区域

- ・司令部のある基地等「特定重要施設」周囲1km

政府の一存で何でも「重要施設」に。オレが決める!



周辺 1 kmが監視対象



空港



駅

原発や駅、空港も「重要施設」に



放送局



原子力発電所

国境離島とは？ 島全体、住民が監視対象に

日本にある国境離島は484島、そのうち有人国境離島は148島で、これらすべてが注視区域・特別注視区域とされ、島民全体が監視対象になる可能性があります。

「離島の機能を阻害する行為」について政府は、領海の起点となる海岸線に影響する開発行為を挙げていますが、すでに低潮線保全法で規制されており、なぜ新しい法律が必要なのか、はつきりしません。

●沖縄県は全県民が監視対象に!?

沖縄県は、すべての有人島が「注視区域」「特別注視区域」となるおそれがあります。そうすると、145万人沖縄県民が政府の監視のもとにおかれます。抗議の声が上がるのは当然です。



沖縄・嘉手納基地周辺は住民丸ごと監視区域に

軍事要塞化される南西諸島

